

答 申 書  
(答申第93号)  
平成21年7月31日

---

1 審査会の結論

別紙1に掲げる開示請求に対し、アカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料を不存在としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨  
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の内容は、別紙1に掲げるとおりである。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対して、実施機関がアカウントビリティー不履行と判断するに至った基礎資料(以下「本件基礎資料」という。)は存在しないことを理由として、北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第17条の規定に基づき公文書不存在通知(以下「本件処分」という。)を行った。

なお、本件諮問事案に係る69件の異議申立ては、同一人からの開示請求であって、実施機関が行った補正命令に対し提出された説明責任の履行を命じる文書(以下「アカウントビリティー履行命令書」という。)の本件基礎資料に係るものであることから、当審査会は併合して審議することとした。

異議申立人は、本件処分を取り消し、開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 本件に係る事実について

平成18年12月25日付けで本件異議申立人から、実施機関が行った公文書一部開示決定処分に対する異議申立てが提起されたが、その記載事項に不備があったことから、実施機関は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第48条において準用する同法第21条に基づき、平成19年1月29日付けで補正命令を異議申立人に対して行った。

これに対し、異議申立人から平成19年2月8日付けでアカウントビリティー履行命令書の送付があり、補正命令に対しての説明を求められたことから、平成19年2月9日付けで異議申立人に対し、補正命令の内容について回答を行ったところである。

異議申立人からは、以後も実施機関に対し、アカウントビリティー履行命令書の提出があったが、平成19年6月21日付けのアカウントビリティー履行命令書に、説明責任履行の要請を無視する理由と根拠となる法令の回答を求める旨記載されていたことから、平成19年6月28日付けで、異議申立人に対し回答を行ったところ、この回答については、受け取る理由がないものとして平成19年6月30日付けで返送され、さらに、その後も異議申立人から実施機関に対し、アカウントビリティー履行命令書の提出が続いているものである。

なお、実施機関が行った補正命令については、期限までに異議申立人から補正書の提出はなかったが、平成19年2月8日付けのアカウントビリティー履行命令書の内容から、補正命令の内容を推察される部分があることから、平成18年12月25日付けの異議申立ては、平成19年3月7日付けで受理決定し、同月14日付けで北海道情報公開・個人情報保護審査会へ諮問を行ったところである。

(イ) 本件基礎資料について

異議申立人は、アカウントビリティーが不履行であると主張しているが、上記のとおり、平成19年2月9日及び同年6月28日付けで回答しているものであり、異議申立人がその回答を認めていないものである。

このように、アカウントビリティー履行命令書については、既に回答を行っており、異議申立人に対する説明責任は果たされていると判断しているものであり、アカウントビリティー不履行との判断はしていないものである。

したがって、異議申立人が主張している本件基礎資料は存在しないことから、本件処分は適当である。

イ 当審査会は、アカウントビリティー履行命令書に係る本件基礎資料については、平成21年6月4日付け北海道情報公開・個人情報保護審査会答申第92号（以下「答申第92号」という。）において、「当審査会としては、あくまでも条例の規定により実施機関が行った本件処分（公文書不存在通知）の妥当性を判断するものであり、『アカウントビリティー履行命令書は回答を行っているものであり、不履行とする判断は行っていないことから、本件基礎資料は存在しない』との実施機関の主張については、異議申立人に対する説明責任が果たされているかどうかはともかくとして、必ずしも不自然とは言えない。したがって、実施機関が本件開示請求に対し、本件処分を行ったことは、妥当である」と判断している。

当審査会としては、本件諮問事案において、答申第92号の判断を変更すべき事情の変化も認められないことから、実施機関が本件開示請求に対し、本件処分を行ったことは、妥当であると判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成21年 5 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 諮問書の受理（諮問番号130～138）</li> <li>○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出</li> </ul>
平成21年 5 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 諮問書の受理（諮問番号139～148）</li> <li>○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出</li> </ul>
平成21年 5 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規諮問事案の報告（諮問番号130～148）</li> <li>○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託</li> </ul>
平成21年 5 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 諮問書の受理（諮問番号149～163）</li> <li>○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出</li> </ul>
平成21年 6 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規諮問事案の報告（諮問番号149～163）</li> <li>○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託</li> </ul>
平成21年 6 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 諮問書の受理（諮問番号164～175）</li> <li>○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規諮問事案の報告（諮問番号164～175）</li> <li>○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託</li> </ul>
平成21年 6 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 諮問書の受理（諮問番号176～178）</li> <li>○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出</li> </ul>
平成21年 6 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 諮問書の受理（諮問番号181～192）</li> <li>○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規諮問事案の報告（諮問番号176～178）</li> <li>○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託</li> </ul>
平成21年 6 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規諮問事案の報告（諮問番号181～192）</li> <li>○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託</li> </ul>

平成21年6月25日 (第三部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取(諮問番号130～175)</li> <li>○ 異議申立人の意見陳述(諮問番号130～175)</li> <li>○ 審議(諮問番号130～175)</li> </ul>
平成21年6月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 諮問書の受理(諮問番号195～202)</li> <li>○ 実施機関から関係書類(①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書)の提出</li> </ul>
平成21年6月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規諮問事案の報告(諮問番号195～202)</li> <li>○ 本件諮問事案の審議を第三部会に付託</li> </ul>
平成21年7月13日 (第三部会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取(諮問番号176～178, 181～192, 195～202)</li> <li>○ 異議申立人の意見陳述(諮問番号176～178, 181～192, 195～202)</li> <li>○ 審議</li> </ul>
平成21年7月28日 (第40回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答申案審議</li> </ul>
平成21年7月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答申</li> </ul>

## 別紙 1

### 本件諮問事案に係る開示請求の内容

#### 1 諮問番号130

「総務部人事局法制文書課」が平成20年12月22日收受（受理）した、平成20年12月22日付け「アカウントビリティ履行再々＝661字数命令書」（アカウントビリティ履行要請663回目、履行期限682日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

#### 2 諮問番号131

「総務部人事局法制文書課」が平成20年12月24日收受（受理）した、平成20年12月23日付け「アカウントビリティ履行再々＝662字数命令書」（アカウントビリティ履行要請664回目、履行期限683日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

#### 3 諮問番号132

「総務部人事局法制文書課」が平成20年12月24日收受（受理）した、平成20年12月24日付け「アカウントビリティ履行再々＝663字数命令書」（アカウントビリティ履行要請665回目、履行期限684日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

#### 4 諮問番号133

「総務部人事局法制文書課」が平成20年12月25日收受（受理）した、平成20年12月25日付け「アカウントビリティ履行再々＝664字数命令書」（アカウントビリティ履行要請666回目、履行期限685日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

#### 5 諮問番号134

「総務部人事局法制文書課」が平成21年1月5日收受（受理）した、平成20年12月26日付け「アカウントビリティ履行再々＝665字数命令書」（アカウントビリティ履行要請667回目、履行期限686日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

#### 6 諮問番号135

「総務部人事局法制文書課」が平成21年1月5日收受（受理）した、平成20年12月27日付け「アカウントビリティ履行再々＝666字数命令書」（アカウントビリティ履行要請668回目、履行期限687日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

#### 7 諮問番号136

「総務部人事局法制文書課」が平成21年1月5日收受（受理）した、平成20年12月28日付け「アカウントビリティ履行再々＝667字数命令書」（アカウントビリティ履行要請669回目、履行期限688日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行

行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

8 諮問番号137

「総務部人事局法制文書課」が平成21年1月5日收受（受理）した、平成20年12月29日付け「アカウントビリティ履行再々＝668字数命令書」（アカウントビリティ履行要請670回目、履行期限689日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

9 諮問番号138

「総務部人事局法制文書課」が平成21年1月5日收受（受理）した、平成20年12月30日付け「アカウントビリティ履行再々＝669字数命令書」（アカウントビリティ履行要請671回目、履行期限690日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

10 諮問番号139

「総務部人事局法制文書課」が平成21年1月5日收受（受理）した、平成20年12月31日付け「アカウントビリティ履行再々＝670字数命令書」（アカウントビリティ履行要請672回目、履行期限691日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

11 諮問番号140

「総務部人事局法制文書課」が平成21年1月5日收受（受理）した、平成21年1月1日付け「アカウントビリティ履行再々＝671字数命令書」（アカウントビリティ履行要請673回目、履行期限692日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

12 諮問番号141

「総務部人事局法制文書課」が平成21年1月5日收受（受理）した、平成21年1月2日付け「アカウントビリティ履行再々＝672字数命令書」（アカウントビリティ履行要請674回目、履行期限693日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

13 諮問番号142

「総務部人事局法制文書課」が平成21年1月5日收受（受理）した、平成21年1月3日付け「アカウントビリティ履行再々＝673字数命令書」（アカウントビリティ履行要請675回目、履行期限694日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

14 諮問番号143

「総務部人事局法制文書課」が平成21年1月5日收受（受理）した、平成21年1月4日付け「アカウントビリティ履行再々＝674字数命令書」（アカウントビリティ履行要請676回目、履行期限695日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行

行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

15 諮問番号144

「総務部人事局法制文書課」が平成21年1月5日收受（受理）した、平成21年1月5日付け「アカウントビリティー履行再々＝675字数命令書」（アカウントビリティー履行要請677回目、履行期限696日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

16 諮問番号145

「総務部人事局法制文書課」が平成21年1月6日收受（受理）した、平成21年1月6日付け「アカウントビリティー履行再々＝676字数命令書」（アカウントビリティー履行要請678回目、履行期限697日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

17 諮問番号146

「総務部人事局法制文書課」が平成21年1月7日收受（受理）した、平成21年1月7日付け「アカウントビリティー履行再々＝677字数命令書」（アカウントビリティー履行要請679回目、履行期限698日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

18 諮問番号147

「総務部人事局法制文書課」が平成21年1月9日收受（受理）した、平成21年1月8日付け「アカウントビリティー履行再々＝678字数命令書」（アカウントビリティー履行要請680回目、履行期限699日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

19 諮問番号148

「総務部人事局法制文書課」が平成21年1月9日收受（受理）した、平成21年1月9日付け「アカウントビリティー履行再々＝679字数命令書」（アカウントビリティー履行要請681回目、履行期限700日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

20 諮問番号149

「総務部人事局法制文書課」が平成21年1月13日收受（受理）した、平成21年1月10日付け「アカウントビリティー履行再々＝680字数命令書」（アカウントビリティー履行要請682回目、履行期限701日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

21 諮問番号150

「総務部人事局法制文書課」が平成21年1月13日收受（受理）した、平成21年1月11日付け「アカウントビリティー履行再々＝681字数命令書」（アカウントビリティー履行要請683回目、履行期限702日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行

行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

22 諮問番号151

「総務部人事局法制文書課」が平成21年1月13日收受（受理）した、平成21年1月12日付け「アカウントビリティ履行再々＝682字数命令書」（アカウントビリティ履行要請684回目、履行期限703日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

23 諮問番号152

「総務部人事局法制文書課」が平成21年1月13日收受（受理）した、平成21年1月13日付け「アカウントビリティ履行再々＝683字数命令書」（アカウントビリティ履行要請685回目、履行期限704日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

24 諮問番号153

「総務部人事局法制文書課」が平成21年1月14日收受（受理）した、平成21年1月14日付け「アカウントビリティ履行再々＝684字数命令書」（アカウントビリティ履行要請686回目、履行期限705日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

25 諮問番号154

「総務部人事局法制文書課」が平成21年1月15日收受（受理）した、平成21年1月15日付け「アカウントビリティ履行再々＝685字数命令書」（アカウントビリティ履行要請687回目、履行期限706日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

26 諮問番号155

「総務部人事局法制文書課」が平成21年1月16日收受（受理）した、平成21年1月16日付け「アカウントビリティ履行再々＝686字数命令書」（アカウントビリティ履行要請688回目、履行期限707日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

27 諮問番号156

「総務部人事局法制文書課」が平成21年1月19日收受（受理）した、平成21年1月17日付け「アカウントビリティ履行再々＝687字数命令書」（アカウントビリティ履行要請689回目、履行期限708日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

28 諮問番号157

「総務部人事局法制文書課」が平成21年1月19日收受（受理）した、平成21年1月18日付け「アカウントビリティ履行再々＝688字数命令書」（アカウントビリティ履行要請690回目、履行期限709日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行



行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

29 諮問番号158

「総務部人事局法制文書課」が平成21年1月19日收受（受理）した、平成21年1月19日付け「アカウントビリティ履行再々＝689字数命令書」（アカウントビリティ履行要請691回目、履行期限710日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

30 諮問番号159

「総務部人事局法制文書課」が平成21年1月20日收受（受理）した、平成21年1月20日付け「アカウントビリティ履行再々＝690字数命令書」（アカウントビリティ履行要請692回目、履行期限711日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

31 諮問番号160

「総務部人事局法制文書課」が平成21年1月21日收受（受理）した、平成21年1月21日付け「アカウントビリティ履行再々＝691字数命令書」（アカウントビリティ履行要請693回目、履行期限712日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

32 諮問番号161

「総務部人事局法制文書課」が平成21年1月22日收受（受理）した、平成21年1月22日付け「アカウントビリティ履行再々＝692字数命令書」（アカウントビリティ履行要請694回目、履行期限713日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

33 諮問番号162

「総務部人事局法制文書課」が平成21年1月23日收受（受理）した、平成21年1月23日付け「アカウントビリティ履行再々＝693字数命令書」（アカウントビリティ履行要請695回目、履行期限714日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

34 諮問番号163

「総務部人事局法制文書課」が平成21年1月26日收受（受理）した、平成21年1月24日付け（ファクシミリ送信）「アカウントビリティ履行再々＝694字数命令書」（アカウントビリティ履行要請696回目、履行期限715日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

35 諮問番号164

「総務部人事局法制文書課」が平成21年1月26日收受（受理）した、平成21年1月25日付け「アカウントビリティ履行再々＝695字数命令書」（アカウントビリティ履行要請697回目、履行期限716日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行

行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

36 諮問番号165

「総務部人事局法制文書課」が平成21年1月26日收受（受理）した、平成21年1月26日付け「アカウントビリティー履行再々＝696字数命令書」（アカウントビリティー履行要請698回目、履行期限717日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

37 諮問番号166

「総務部人事局法制文書課」が平成21年1月27日收受（受理）した、平成21年1月27日付け「アカウントビリティー履行再々＝697字数命令書」（アカウントビリティー履行要請699回目、履行期限718日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

38 諮問番号167

「総務部人事局法制文書課」が平成21年1月28日收受（受理）した、平成21年1月28日付け「アカウントビリティー履行再々＝698字数命令書」（アカウントビリティー履行要請700回目、履行期限719日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

39 諮問番号168

「総務部人事局法制文書課」が平成21年1月29日收受（受理）した、平成21年1月29日付け「アカウントビリティー履行再々＝699字数命令書」（アカウントビリティー履行要請701回目、履行期限720日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

40 諮問番号169

「総務部人事局法制文書課」が平成21年1月30日收受（受理）した、平成21年1月30日付け「アカウントビリティー履行再々＝700字数命令書」（アカウントビリティー履行要請702回目、履行期限721日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

41 諮問番号170

「総務部人事局法制文書課」が平成21年2月2日收受（受理）した、平成21年1月31日付け（ファクシミリ送信）「アカウントビリティー履行再々＝701字数命令書」（アカウントビリティー履行要請703回目、履行期限722日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

42 諮問番号171

「総務部人事局法制文書課」が平成21年2月2日收受（受理）した、平成21年2月1日付け（ファクシミリ送信）「アカウントビリティー履行再々＝702字数命令書」（アカウントビリティー履行要請704回目、履行期限723日間経過）に対して北海道知事がアカ

ウンタビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

43 諮問番号172

「総務部人事局法制文書課」が平成21年2月2日收受（受理）した、平成21年2月2日付け「アカウントビリティー履行再々＝703字数命令書」（アカウントビリティー履行要請705回目、履行期限724日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

44 諮問番号173

「総務部人事局法制文書課」が平成21年2月3日收受（受理）した、平成21年2月3日付け「アカウントビリティー履行再々＝704字数命令書」（アカウントビリティー履行要請706回目、履行期限725日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

45 諮問番号174

「総務部人事局法制文書課」が平成21年2月4日收受（受理）した、平成21年2月4日付け「アカウントビリティー履行再々＝705字数命令書」（アカウントビリティー履行要請707回目、履行期限726日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

46 諮問番号175

「総務部人事局法制文書課」が平成21年2月5日收受（受理）した、平成21年2月5日付け「アカウントビリティー履行再々＝706字数命令書」（アカウントビリティー履行要請708回目、履行期限727日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

47 諮問番号176

「総務部人事局法制文書課」が平成21年2月6日收受（受理）した、平成21年2月6日付け「アカウントビリティー履行再々＝707字数命令書」（アカウントビリティー履行要請709回目、履行期限728日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

48 諮問番号177

「総務部人事局法制文書課」が平成21年2月9日收受（受理）した、平成21年2月7日付け（ファクシミリ通信）「アカウントビリティー履行再々＝708字数命令書」（アカウントビリティー履行要請710回目、履行期限729日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

49 諮問番号178

「総務部人事局法制文書課」が平成21年2月9日收受（受理）した、平成21年2月8日付け（ファクシミリ通信）「アカウントビリティー履行再々＝709字数命令書」（アカウントビリティー履行要請711回目、履行期限730日間経過）に対して北海道知事がアカ

ウンタビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

50 諮問番号181

「総務部人事局法制文書課」が平成21年2月9日收受（受理）した、平成21年2月9日付け（ファクシミリ通信）「アカウントビリティー履行再〃＝710字数命令書」（アカウントビリティー履行要請712回目、履行期限731日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

51 諮問番号182

「総務部人事局法制文書課」が平成21年2月10日收受（受理）した、平成21年2月10日付け（ファクシミリ通信）「アカウントビリティー履行再〃＝711字数命令書」（アカウントビリティー履行要請713回目、履行期限732日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

52 諮問番号183

「総務部人事局法制文書課」が平成21年2月12日收受（受理）した、平成21年2月11日付け（ファクシミリ通信）「アカウントビリティー履行再〃＝712字数命令書」（アカウントビリティー履行要請714回目、履行期限733日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

53 諮問番号184

「総務部人事局法制文書課」が平成21年2月12日收受（受理）した、平成21年2月12日付け「アカウントビリティー履行再〃＝713字数命令書」（アカウントビリティー履行要請715回目、履行期限734日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

54 諮問番号185

「総務部人事局法制文書課」が平成21年2月13日收受（受理）した、平成21年2月13日付け「アカウントビリティー履行再〃＝714字数命令書」（アカウントビリティー履行要請716回目、履行期限735日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

55 諮問番号186

「総務部人事局法制文書課」が平成21年2月16日收受（受理）した、平成21年2月14日付け（ファクシミリ通信）「アカウントビリティー履行再〃＝715字数命令書」（アカウントビリティー履行要請717回目、履行期限736日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

56 諮問番号187

「総務部人事局法制文書課」が平成21年2月16日收受（受理）した、平成21年2月15日付け（ファクシミリ通信）「アカウントビリティー履行再〃＝716字数命令書」（アカウントビリティー履行要請718回目、履行期限737日間経過）に対して北海道知事がアカ

ウンタビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

57 諮問番号188

「総務部人事局法制文書課」が平成21年2月16日收受（受理）した、平成21年2月16日付け「アカウントビリティー履行再々＝717字数命令書」（アカウントビリティー履行要請719回目、履行期限738日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

58 諮問番号189

「総務部人事局法制文書課」が平成21年2月17日收受（受理）した、平成21年2月17日付け「アカウントビリティー履行再々＝718字数命令書」（アカウントビリティー履行要請720回目、履行期限739日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

59 諮問番号190

「総務部人事局法制文書課」が平成21年2月18日收受（受理）した、平成21年2月18日付け「アカウントビリティー履行再々＝719字数命令書」（アカウントビリティー履行要請721回目、履行期限740日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

60 諮問番号191

「総務部人事局法制文書課」が平成21年2月19日收受（受理）した、平成21年2月19日付け「アカウントビリティー履行再々＝720字数命令書」（アカウントビリティー履行要請722回目、履行期限741日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

61 諮問番号192

「総務部人事局法制文書課」が平成21年2月20日收受（受理）した、平成21年2月20日付け「アカウントビリティー履行再々＝721字数命令書」（アカウントビリティー履行要請723回目、履行期限742日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

62 諮問番号195

「総務部人事局法制文書課」が平成21年2月23日收受（受理）した、平成21年2月21日付け「アカウントビリティー履行再々＝722字数命令書」（アカウントビリティー履行要請724回目、履行期限743日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

63 諮問番号196

「総務部人事局法制文書課」が平成21年2月23日收受（受理）した、平成21年2月22日付け「アカウントビリティー履行再々＝723字数命令書」（アカウントビリティー履行要請725回目、履行期限744日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティー不履行

行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

64 諮問番号197

「総務部人事局法制文書課」が平成21年2月23日收受（受理）した、平成21年2月23日付け「アカウントビリティ履行再々＝724字数命令書」（アカウントビリティ履行要請726回目、履行期限745日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

65 諮問番号198

「総務部人事局法制文書課」が平成21年2月24日收受（受理）した、平成21年2月24日付け「アカウントビリティ履行再々＝725字数命令書」（アカウントビリティ履行要請727回目、履行期限746日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

66 諮問番号199

「総務部人事局法制文書課」が平成21年2月25日收受（受理）した、平成21年2月25日付け「アカウントビリティ履行再々＝726字数命令書」（アカウントビリティ履行要請728回目、履行期限747日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

67 諮問番号200

「総務部人事局法制文書課」が平成21年2月26日收受（受理）した、平成21年2月26日付け「アカウントビリティ履行再々＝727字数命令書」（アカウントビリティ履行要請729回目、履行期限748日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

68 諮問番号201

「総務部人事局法制文書課」が平成21年2月27日收受（受理）した、平成21年2月27日付け「アカウントビリティ履行再々＝728字数命令書」（アカウントビリティ履行要請730回目、履行期限749日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）

69 諮問番号202

「総務部人事局法制文書課」が平成21年3月2日收受（受理）した、平成21年2月28日付け「アカウントビリティ履行再々＝729字数命令書」（アカウントビリティ履行要請731回目、履行期限750日間経過）に対して北海道知事がアカウントビリティ不履行と、判断するに至った「基礎資料」（関係者に対する事情聴取に基づく供述調書、法例等調査資料及び法令等に基づく理由書含む。）